

- 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)を受け、平成30年11月、「放送を巡る諸課題に関する検討会」に「新たなCAS機能に関する検討分科会」(分科会長 中村伊知哉 慶應義塾大学教授)を設置
- CAS関連事業者、放送事業者、受信機メーカー、消費者等の幅広い関係者から意見を聴取し、今般、一次取りまとめ案を策定

一次取りまとめ(案)(概要)

- 新たなCAS機能の在り方については、具体的な要望等は顕在化していないことから、分科会において引き続き関係者による検討を促していく
- チップ化に伴う故障時等の消費者負担の低減やCAS機能の費用分担については、関係者間で検討

①故障時などにおける消費者負担の低減

- CAS部品に関して、故障率の低減(ICチップ化により低減する見込み)受信機への実装方法の工夫(子基板化等)などの取組が関係者の連携のもと継続されることが期待

②コンテンツ権利保護機能と視聴者制御機能の分離

- 機能を分離することでコスト低減が期待される一方、開発費等の費用分担が課題として指摘
- 現在の市場環境では、放送事業者、受信機メーカーともに機能分離に対する要望はない

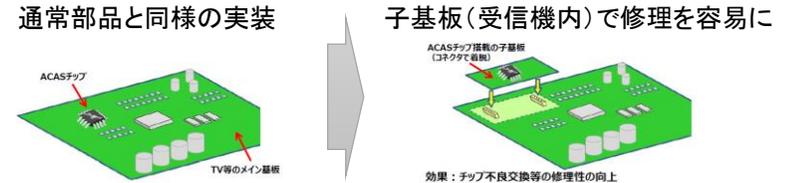
③新たなCAS機能の在り方

- 現時点では具体的な要望は顕在化していない
- 今後、新たなサービスの開始等の市場環境の変化や技術動向に合わせて幅広い関係者による具体化が進むことが期待

④その他(CAS機能の費用分担)

- 消費者負担の一層の低減に向け、関係者間における契約関係に基づく検討の進展が期待

受信機への実装方法の工夫事例



B-CAS方式とACAS方式の費用分担

方式開発費 ・開発メーカー	方式管理費 ・鍵発行管理 ・方式維持	放送設備費 ・スクランブル等 送出設備	CAS部品代① ・カード費用 ・チップ費用	CAS部品代② ・カード費用 ・チップ費用	TV開発・製造費 ・CAS関連開発費 ・カードスロット等
ACAS					
B-CAS	※1		1枚目※2 	2枚目※3 	

放送事業者負担 (方式開発費, 放送設備費)  
電機メーカー負担 (方式管理費, CAS部品代①, CAS部品代②)

※1 本枠の電機メーカーは、方式開発メーカーを指します。  
※2 電機メーカー(受信機製造)は、カード取り扱ひ手数料として負担しています。  
※3 B-CASカード2枚以上搭載の場合、2枚目以降は全てメーカー負担となります。

B-CAS方式とACAS方式の故障時の消費者負担

B-CAS方式	ACAS方式
<p>【消費者負担】</p> <p>修理費用： ① 原則3年以内無償交換 ② 上記以外有償交換 (2,050円※1)</p> <p>修理期間： 1～2日 (郵送に要する期間)</p> <p>※1 B-CASカード使用許諾契約約款から引用</p>	<p>【消費者負担】</p> <p>修理費用： ① 保証期間内 無償修理 ② 保証期間外 有償修理 (2万円程度～※2)</p> <p>修理期間： 数日間※3</p> <p>※2 出張料・技術料・部品代等。メーカー・テレビサイズ・地域により異なる ※3 出張修理が基本のため、地域・視聴者都合により異なる</p>

※ その他一般的に出張修理にて対応する不具合の場合は、※2の修理費用と※3の修理期間を要する(但し、不具合内容により異なる)

各検討項目に関する主な意見

## 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)

### (3)放送を巡る規制改革

#### 28 新たなCAS機能の今後の在り方の検討

- b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。

(実施時期:平成30年内速やかに実施)

※「新たなCAS」とは新4K8K衛星放送の視聴に用いられる「新CAS(ACAS)」とは異なるもので、将来のCAS方式を指す。